

取扱区分：「公開」

平成31年第1回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成31年1月10日（木）10時00分

於：周南市役所 2階共用会議室 H

平成31年第1回

周南市農業委員会総会議事

1 日 時 平成31年1月10日(木) 午前10時00分～10時40分

2 場 所 周南市役所 2階共用会議室H

3 会議に付した議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
報告第1号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	9件
報告第3号	非農地証明について	10件
報告第4号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第5号	農地法第18条の規定による合意解約通知について	4件
報告第6号	農地所有適格法人報告者の提出について	1件

4 出席委員

第1番	藤井孝君	第2番	田中榮作君
第3番	高橋恵君	第4番	佐伯伴章君
第5番	秋貞啓子君	第6番	徳本勉君
第7番	山崎光夫君	第8番	弘中壽君
第9番	岩田実君	第10番	藤原典子君
第11番	松田孝行君	第12番	林俊一君
第13番	竹安昌巳君	第15番	原田雅之君
第16番	笠井保雄君(職務代理者)		
第17番	西田孝美君(会長)		

5 欠席委員

第14番 歳 光 時 正 君

6 関係人

な し

7 事務局職員

局 長 藤 井 豊 次 長 山 本 博 彦

次長補佐 時 重 智 一 書 記 松 原 義 孝

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中16名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第14番歳光時正委員の1名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分～）

議長（西田会長）

改めまして、おめでとうございます。

今年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは只今より、平成31年第1回周南市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、周南市農業委員会会議規則第6条の規定により、議席及び議席番号の変更を行いました。

本年1年間は、只今着席されている議席及び議席番号といたしますので、よろしく願いします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第6番、徳本 勉委員さん、第15番、原田 雅之委員さんのご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第1号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案5件でございます。

それでは、1番から説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の522平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、労働力不足のために譲渡したいとのことと、また、譲受人は、耕作面積を増やし収量増を望む意向であります。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約38アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、水稻を作付けされる計画であり、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

第15番の原田です。

原田 雅之委員

議案第1号2番について、補足説明いたします。

去る12月23日に現地の調査及び、譲渡人、譲受人と現地にて意思
確認いたしましたので、報告いたします。

申請地の内、大町については譲渡人、譲受人ともに勤務している農事
組合法人が耕作管理しており、小町については、譲渡人が耕作管理して
いました。

申請地の現状ですが、2529番は果樹、2857番の1、2857
番2、2859番の1及び2870番は麦、2862番の1及び286
4番の1は白菜等野菜、2865番の2は一部ハウスにてホーレン草及
び、畑作されており、畦畔草刈等管理も十分行き届いておりました。

譲渡人は、高齢となり農作業が次第に困難になってきたため法人を退
職し、今後遠方の親族方に身を寄せられるということで、農業後継者も
いないため申請地を譲受人に託したいと話しておられました。

譲受人は、現在申請地から1キロメートル圏内の社宅に住んでおり、
今後、農地及び住居も取得して将来にわたって、この地で農業に従事し
ていきたいとの事でした。

法人職員となって数年で、申請地の麦の播種は譲受人が全て行ったと
話しておられました。

当面は、申請地全てを法人に貸出、職員として水稻、大豆等の栽培を
していく予定で、規模拡大して水稻等で生計を立てていきたいとの意向
でした。

農機具については、本人所有の農機具はまだ無いものの、法人職員と
して法人所有の農機具を使用するとの事でした。

法人はトラクター3台、田植え機3台、コンバイン3台等所有してお
り、譲受人を含め法人職員5人で使用するの、問題ないと思われま

譲受人は、既にこの地で経験を積んでおり、今後も地域と連携して頑

張っていきたいと話しておられました。

耕作者が減少するなか、担い手として期待され、若く意欲もあって、今後も安定した営農が見込まれ問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

続きまして、3番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●●に所在する農地の畑、1筆の353平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、他県に在住しており耕作ができないため、譲り渡すとされ、譲受人は、経営規模を拡大したいとの事から、取得したいとのことでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、また通作距離も自宅前でほとんどなく、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、適用ありま

せん。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約4.1アールで、当地区の3.0アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は花卉及び野菜を栽培される計画であり、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

第15番の原田です。

原田 雅之委員

議案第1号3番について、補足説明いたします。

去る、12月23日に現地調査及び譲受人と現地にて、12月27日に譲受人と電話にて意思確認いたしましたので、報告いたします。

申請地は、以前より譲受人が利用権を設定し耕作しており、現状は全面が耕起され、草刈り等管理も十分行き届いておりました。

譲渡人は、申請地を相続したものの遠方に住んでいるため耕作できないため、譲受人の申し出に応じて譲渡したいとの事でした。

譲受人は、申請地の隣接に住んでおり、現在も自宅周辺で年間を通じて花卉、野菜を栽培して市場や直売所に出荷しているとの事でした。

今までも申請地を借り受けて耕作しており、取得後は花卉の栽培に力を入れたいと話しておられました。

農機具の保有状況も、トラクター1台、管理機2台、軽トラ1台、軽バン1台を保有しており又、耕作を夫婦で行うとの事でした。

申請地は、譲受人宅に隣接しており、耕作に便利であると同時に現在も営農しているので、周辺農家との連携も取れていると思われま

す。ハウスによる花卉の栽培にも意欲的に取り組まれており、家族の協力もあって今後も安定した営農が見込まれ、何ら問題はないと考えま

す。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番について、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の2ページをお願いします。

4番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●字●●●に所在する農地の畑、3筆の1、2、2、1平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、相続により農地を取得が、農業をしておらず、これからも予定がないことから、譲り渡すとされ、譲受人は、経営規模を拡大したいとの事から、取得したいとのことでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、また通作距離も約1キロメートルで、車で5分の距離であることから、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。

第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約76アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、ビニールハウスでほうれん草やブロッコリーなどの野菜を栽培される計画であり、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

13番竹安です。

竹安 昌巳委員

議案第1号4番について、現地確認と意思確認をしましたので、ご報告いたします。

まず、申請地は、先ほど事務局の説明通りで、現在は3筆それぞれビニールハウスが設置され、周辺を含め草刈り等、維持管理はされておりました。

次に、所有者である譲渡人とは、昨年12月24日に電話にて意思確認を行いました。

昨年4月に当該農地を相続したが、遠隔地に居住し、営農管理が困難であり譲受人に譲渡すことにしたとの事でした。

次に、譲受人とは、12月26日に現地立会のもと、申請書及び営農計画により、現地確認と意思確認を行いました。

譲受人は、会社を退職後、農業に取り組んでいるが、以前より野菜や花のハウス栽培を考えていたので、今回、適地と考え購入し規模拡大することとした。

購入後は、ハウレン草やブロッコリー等の栽培や、野菜や花の苗物などを考えているとの事でした。

経営規模は、6,438平方メートル、農業機械は、トラクター、コンバイン、田植機、ミニ耕運機、軽トラ等を所有され、JAのリンダウの栽培講習会にも参加されるなど、熱心に取り組んでおられ、特に問題はないと思われます。

なお、今回、隣接する非農地と倉庫も併せて取得し、一体的に維持管理するとの事でした。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番について、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

続きまして、5番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●字●●●●に所在する農地の田、1筆の575平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、相続により農地を取得が、耕作できる者がおらず管理が困難なため、譲受人は、自宅に隣接し、耕作の援助を行ってきたことから、今回の申請になったものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、また、通作距離も自宅に隣接していることか

ら、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。

第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約57アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされる計画であり、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

藤井 孝委員

1番藤井です。

議案第1号5番について、12月31日に現地確認及び譲受人と面談した結果を報告します。

申請地は、譲渡人が遠方に居住しているため耕作できず、これまで譲受人が耕作していました。

この度、譲渡人から譲受人に譲渡の申し出があり、これを受けることにされたようです。

申請地は、先ほど言われたように、譲受人宅に隣接していて管理するには好都合で、今後とも水稻を作付する予定だそうです。

特に問題はないと思われますので、審議をよろしくお願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

事務局次長

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

続きまして、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第5条による許可申請は1議案1件でございます。

譲受人は、市内に居住する林業を営む方です。

事業拡大のために、事業所用地を探していたところ、自宅近くに適地があり、申請地の譲り受けについて、要望に応じてもらえ、資材置場、倉庫、駐車場として利用するものです。

譲渡人は、申請地の管理が困難であることから、売却することになり、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●●支所から南西に約2.4キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●3371番1、地目は「田」、地積は1,041平方メートル、3371番2、地目は「田」、地積は、1,118平方メートルの合計2,159平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

伐採木置場360平方メートル、倉庫2棟、駐車場4トン車4台、バックホー3台、運搬車1台です。

最後に、現地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金残高証明書の写しが添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、農業用排水路以外の河川又は水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、市道への出入口について、市道加工承認を申請中でございます。

以上です。

よろしくご審議をお願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

15番の原田です。

原田 雅之委員

議案第2号1番について、補足説明いたします。

去る、12月29日に現地確認及び、両申請人と現地にて意思確認いたしましたので、報告いたします。

申請地は、西面及び南側は道路、北は耕作放棄地、東は田に囲まれて

おり、耕作されている東側の田との境界は草刈りされているものの、他は草が茂っておりました。

畔際に水路が設けられておりましたが水が無く、譲渡人の話では、以前より水が枯れて、田を作るにも水の確保ができなくなったとの事でした。

高齢にもなり管理に困っていたところ、譲受人要望があって、この度譲り渡したいとの事でした。

譲受人は、申請地から約700メートル離れた自宅で林業を営んでおりますが、事業を拡大するにあたり次第に手狭となってきたため、他に資材置場、倉庫、駐車場用地を探していたとの事でした。

そこで、住宅地から離れているので騒音等の影響も少なく、道路に面して車両の出入りもスムーズで農地を分断することも無い、申請地を選定したいと話しておりました。

施行するにあたり1メートル程度盛土をするため、東側の田との境界は法面となりますが、田への影響がないように境界から少し離して法面を作り、芝を植えるとの事でした。

また、倉庫も日照を遮らない配置で計画されています。

材木等資材置場、駐車場のため汚水の発生はなく、雨水も道路側溝への排出で、周辺農地への影響はないと考えます。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西田会長）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第1号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ及び6ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は9件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第2号を終わります。

続きまして、報告第3号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページ及び8ページをお願いいたします。

報告第3号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。

今回は10件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。

報告第4号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

2アール未満の自己所有の農地を、農業経営施設等に転用する場合は、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いいたします。

報告第5号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、4件許可を要しない合意による解約が行われた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いします。

報告第6号「農地所有適格法人報告の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回1件ございました。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての、農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充た

議長（西田会長）

しておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で報告第6号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成31年第1
回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時40分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成31年1月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 徳 本 勉

委 員 原 田 雅 之